

あきる野市教育基本計画

(第3次計画)

令和 4 年度（2022 年度）～令和 8 年度（2026 年度）

(素案)

令和 4 年（2022 年）3 月
あきる野市教育委員会

目 次

第1章 教育基本計画について

| | |
|-------------------|----|
| 1 計画策定の背景 | 6 |
| 2 前計画（第2次計画）の振り返り | 7 |
| 3 教育を取り巻く状況等 | 7 |
| 4 計画の基本的な考え方と位置付け | 9 |
| 5 計画期間 | 11 |
| 6 計画の体系 | 11 |
| 7 教育目標と取組目標 | 12 |
| 8 重点施策 | 12 |

| | |
|-------|----|
| 施策体系図 | 13 |
|-------|----|

第2章 取組目標別の施策について

| | |
|-----------------------------------|----|
| 1 取組目標1 夢と志を持ち、未知の事態にも対応できる能力の育成… | 16 |
| 2 取組目標2 多様な教育的ニーズに対応した教育の提供… | 22 |
| 3 取組目標3 生涯を通じて学び、活躍できる環境の整備… | 28 |
| 4 取組目標4 家庭・地域・学校が連携・協働する教育活動… | 34 |

第3章 計画の進行管理

| | |
|---------|----|
| 1 進行管理… | 40 |
|---------|----|

資料編

| | |
|----------------------------------|----|
| 1 あきる野市教育大綱… | 43 |
| 2 あきる野市教育基本計画（第3次計画）策定検討委員会設置要領… | 44 |
| 3 あきる野市教育基本計画（第3次計画）策定検討委員会委員… | 46 |
| 4 用語説明… | 47 |

第 1 章

教育基本計画について

第1節 計画策定の背景

平成18年（2006年）12月に改正された教育基本法（昭和22年法律第25号）において、地方公共団体は国の計画を参照し、その地方の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定するよう努めなければならない（努力義務）とされました。

このことを踏まえ、本市においても、教育目標である「人が育ち 人が輝く あきる野の教育」を実現するため、平成23年（2011年）3月に『あきる野市教育基本計画』を策定し、各種教育施策を推進してきました。

そのような中、国は、平成25年（2013年）6月に第2期の教育振興基本計画を閣議決定し、各学校間や学校教育と職業生活等との円滑な接続を重視し、「社会を生き抜く力の養成」など、生涯の各段階を貫く教育の方向性を示しました。また、東京都においても、平成25年（2013年）4月に「東京都教育ビジョン（第3次）」を策定し、社会全体で子どもの「知」「徳」「体」を育み、変化の激しい時代において、自ら学び、考え、行動する力や社会の発展に貢献する力を培う考え方を基本理念として位置付けました。

これらの動向を踏まえ、本市においても、平成26年（2014年）3月に『あきる野市教育基本計画（第2次計画）』（計画期間：平成26年度（2014年度）から令和2年度（2020年度）まで。以下「前計画」という。）を策定し、取組の更なる推進に努めてきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市の上位計画である『あきる野市総合計画』の計画期間が延伸（終了年度が令和3年度（2021年度）末に変更）されたことから、同じく延伸することとしました。

このたび策定する『あきる野市教育基本計画（第3次計画）』（以下「本計画」という。）は、前計画の視点や方針を引き継ぐとともに、新型コロナウイルス感染症による影響、新学習指導要領^{*}の趣旨、人口減少、少子高齢化が進む中での地域との連携、持続可能な開発目標^{*}（Sustainable Development Goals。以下「SDGs^{*}」という。）の考え方などを取り入れ、施策に反映させています。

第2節 前計画（第2次計画）の振り返り

前計画については、実施計画に掲げた 101 の事業を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定により、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「事務点検評価」という。）の評価項目として位置付け、毎年評価してきたことから、それら評価の積み上げを計画期間中の成果と見なし、各所管部署で再評価を行いました。

その作業の中で、前計画には、計画期間中（あるいは、計画の期限まで）に到達すべき明確な目標設定（数値化された目標値など）が示されていないため、客観的評価に適した内容にはなっていないことが確認されました。

また、計画期間中に生じた新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、計画に位置付ける各施策にも大きな影響を及ぼし、取組の停滞、改変等を余儀なくされたものも少なくありません。

本計画策定に際しては、計画策定の背景とともに、これら諸事情も踏まえた内容となるよう配慮しました。

第3節 教育を取り巻く状況

本計画の策定に際しては、既存計画策定の経緯や前計画の振り返りとともに、最新の社会情勢や市民ニーズなども踏まえた見直しを行う必要があります。

本節では、特に注視すべき事項として教育施策に対する市民意識と将来的な児童・生徒数の動向（見込み）に関するデータをまとめています。

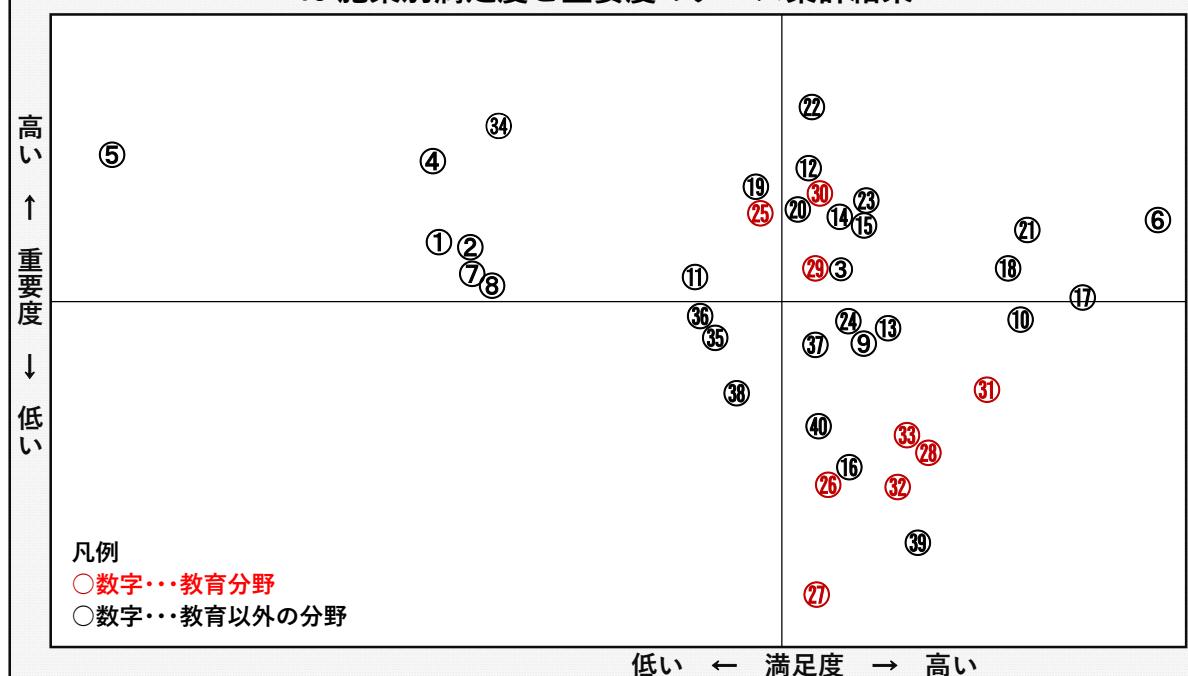
（1）市民意識調査結果から見る教育施策に対するニーズ等

本市では、市民ニーズを行政施策に反映するため、隔年でアンケート形式の市民意識調査を実施しています。

この意識調査では、市が実施している 40 の施策について、それぞれの「満足度」と「重要度」を 5 段階で評価していただき、「わからない」「無回答」を除く各施策の結果を数値化し、平均点を 50 点とした標準得点（偏差値）を算出して、その結果を表及び散布図として表しています。

直近の調査は、令和 2 年（2020 年）11 月 21 日から 12 月 18 日までの間、無作為抽出した 2,500 人の市民を対象に実施し、教育分野では、「義務教育」施策の重要度評価が最も高く、満足度はやや高めとなっており、優先度も高い結果となっています。

40 施策別満足度と重要度のクロス集計結果



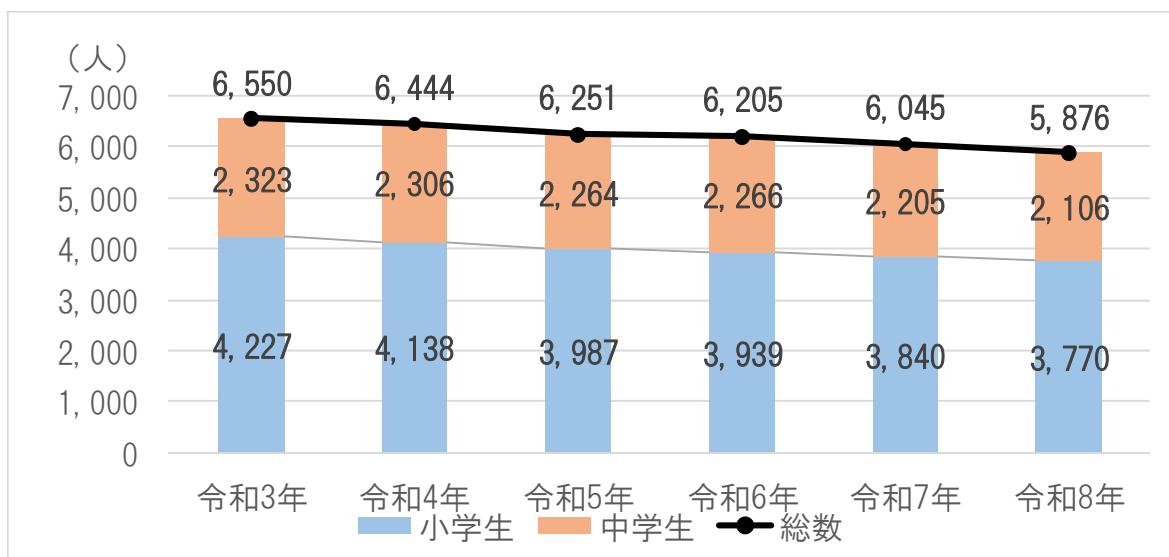
| | 満足度低 | 満足度高 |
|------|---|---|
| 重要度高 | 1 計画的な土地利用の推進 2 良好な市街地の整備 4 道路の整備 5 公共交通網の充実 7 地域特性を生かした企業の誘致と既存企業への支援 8 活力ある商業の振興 11 自然と調和した林業の育成 19 高齢者が安心して生活できる支援の充実 25 人権尊重の推進 34 財政運営の健全化 | 3 緑豊かな都市環境の形成 6 下水道の整備 12 防災対策の推進 14 防犯対策の推進 15 公害防止の推進 17 ごみの減量と適正処理の推進 18 水と緑に密着した生活環境づくりの推進 20 障がい者が安心して生活できる支援の充実 21 健康づくり・保健の充実 22 市民が安心できる地域医療体制の充実 23 子育て支援の充実 29 次代を担う青少年の育成 30 義務教育の充実 |
| 重要度低 | 35 情報化の推進 36 職員の活性化 38 市民との協働を目指した市民参加の推進 | 9 地域特性を生かした観光の振興 10 消費者志向の都市型農業の推進 13 交通安全の推進 16 コミュニティ活動の推進 24 総合的な地域福祉の推進 26 男女共同参画社会の実現 27 國際化の推進 28 生涯学習の推進 31 文化財の保護と活用 32 芸術文化の振興 33 スポーツ・レクリエーションの振興 37 効率的効果的な業務執行体制の実現 39 広域行政の推進 40 議会の円滑な運営 |

(2) 計画期間中における児童・生徒数の推移（見込み）

計画期間を同じくする第2次あきる野市総合計画の人口推計データとの整合を図るため、同推計の特定年齢層のデータを抽出して作成しています。

全国的に人口減少が進む中、本市の児童・生徒数も徐々に減少していくと見込まれています。

児童・生徒数の推移（見込み）



第4節 計画の基本的な考え方と位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき策定する本市の教育振興に関する計画であり、『第2次あきる野市総合計画』を上位計画とし、本市の教育を総合的かつ計画的に推進するために、『あきる野市教育大綱』や既に策定されている各種計画等との整合、関連分野との連携を図りながら策定したものです。

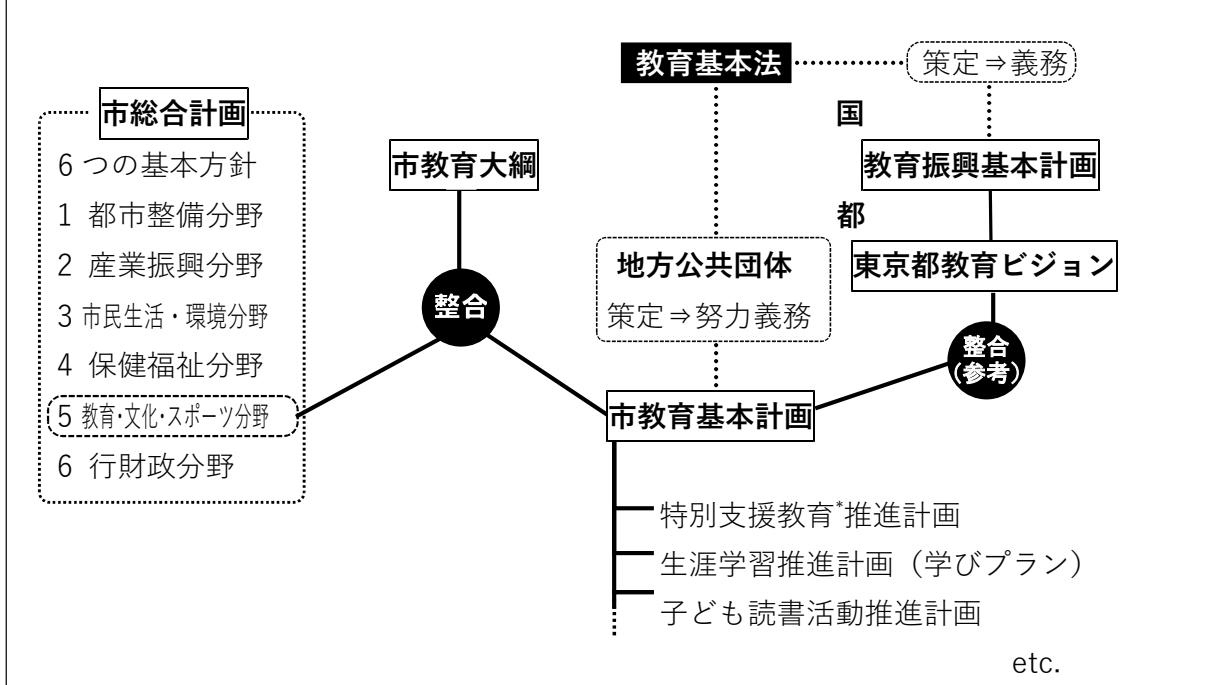
また、前計画の基本姿勢を踏襲しつつ、SDGs*やSociety5.0*などの考えを加味した現行の国の教育振興基本計画及び東京都教育ビジョン（第4次）を踏まえ、そこに本市の教育目標、取組目標及び基本施策を当てはめて再構築しています。



近年、2030 年の社会を見据えた新しい教育の実現を目指す動きが活発化しています。文部科学省が定める学習指導要領^{*}においても、前文と総則の中に「持続可能な社会の創り手の育成」という文言が明記され、これから日本の教育の主たる目標が「SDGs^{*}の担い手育成」にあることが示されています。SDGs^{*}では、「質の高い教育をみんなに（すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する）」という目標を設定していますが、この目標に密接に関わるものとして、ユネスコが掲げる「持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development。以下「ESD」）」があります。この ESD については、これまで、国連総会で採択された「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」やユネスコ総会で採択された「GAP（持続可能な開発のための教育に関するグローバル・アクション・プログラム）」に基づいて取り組まれてきましたが、2019 年 11 月の国連総会で、2020 年からの 10 年間の教育指針とも言える「ESD for 2030（持続可能な開発のための教育：SDGs^{*}実現に向けて）」が承認されたことから、現在は、この国際的な ESD の実施枠組みに基づいて推進されています。ESD for 2030 は、全ての教育段階において包摂的かつ公正な質の高い教育を提供するという従来の考え方を継承しつつ、SDGs^{*}の 17 全ての目標実現に向けた教育の役割、重要性をより強調した内容となっています。本計画においては、これらの考えを踏まえ、「生きる力」や「未来を切り開く力」に着目した内容を盛り込んでいます。

なお、本計画の対象範囲は、本市教育委員会が所管する小学校、中学校の学校教育及び生涯学習に係る計画や施策・事業などとします。

【イメージ：計画の位置付け】



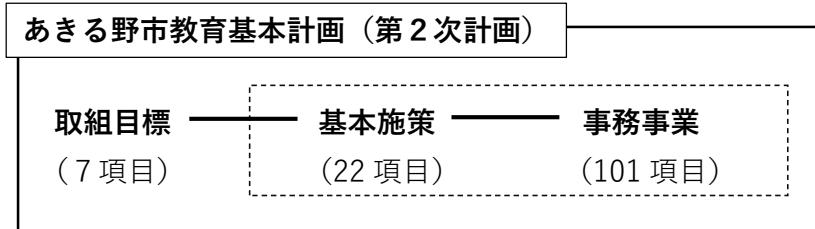
第5節 計画期間

『第2次あきる野市総合計画』との整合を図り、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。

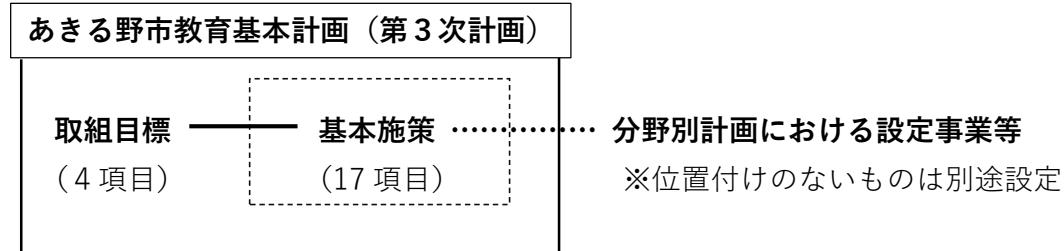
第6節 計画の体系

教育部局においては、各分野ごとに個別計画が策定されており、それぞれ専門とする分野の有識者等が評価を行っている実情があります。それぞれの計画は、教育基本計画を上位計画として位置付けており、分野ごとの具体的施策や事業は、その中に網羅されていることから、本計画においては、個別計画等を束ねるという性格を踏まえ、前計画でいう基本施策レベルまでを規定する構成とします。

【イメージ：計画の体系】



※破線内の基本施策及び事務事業を実施計画の対象項目と設定し、毎年、点検・評価を実施



※位置付けのないものは別途設定

※破線内の基本施策を実施計画の対象項目と設定し、毎年、点検・評価を実施。専門的知見で評価された分野別計画の評価を踏まえ、基本施策に関連する複数の事業（推進事業）を複合的に再評価する。

※取組目標については、計画期限となる令和8年度（2026年度）時点の到達点（目標値）を設定し、関連基本施策の評価を複合的に捉えて評価する。

第7節 教育目標と取組目標

本計画の教育目標については、令和元年度（2019年度）の総合教育会議の中で示された「現行計画の基本的な考え方引き継ぐ計画として策定する」という方向性を踏まえ、「人が育ち 人が輝く あきる野の教育」とします。

また、教育目標の実現に向けた取組を進めるに当たっての取組目標を4つの柱として設定します。

第8節 重点施策

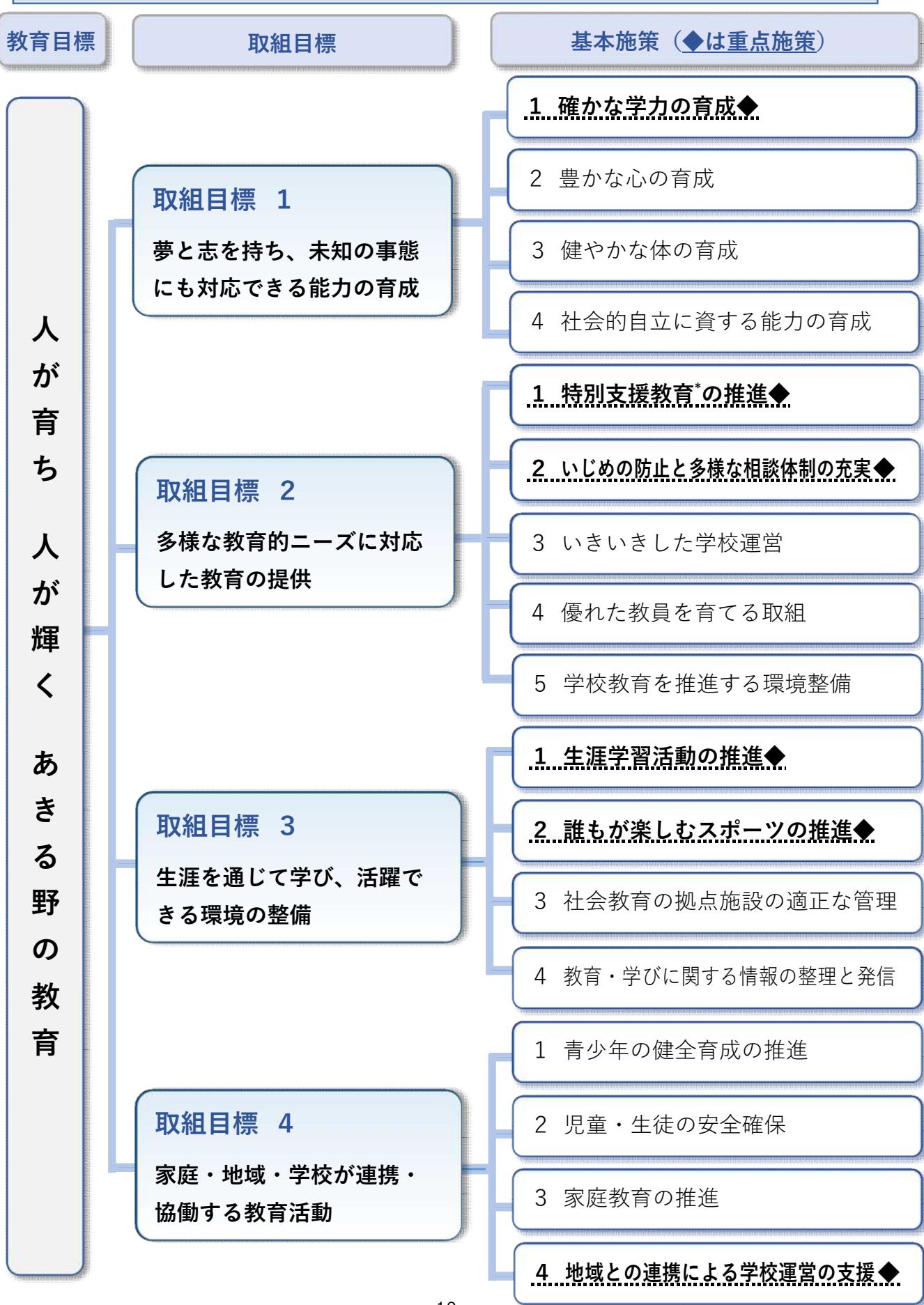
教育を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化、情報通信技術の発展、国際化の進展など急速に変化しており、人それぞれが持つ価値観も多様化しています。

このような中、新型コロナウイルス感染症というこれまで経験したことのない事態に直面し、教育分野にも影響が及びました。しかし、今後は、新たな局面を乗り越え、前進していく方向に切り替えていく必要があります。

本計画は、教育目標を達成するために設定した4つの取組目標と17の基本施策で構成されていますが、これらの現状やこれまで本市教育委員会が取り組んできた施策の経緯、地域の特性などを踏まえ、施策体系図のとおり、6つの基本施策を重点施策（◆）に設定しております。

施策体系図

人が育ち
人が輝く
あきる野の教育



第2章

取組目標別の施策について

取組目標 1

夢と志を持ち、未知の事態にも対応できる能力の育成

著しく変化し予測が困難な時代を生きる子どもたちが、その変化を前向きに受け止めながら、新たな局面を乗り越え、他者との関わりの中で生き抜いていく力を育む教育を目指します。

【基本施策】

- 1 確かな学力の育成（※重点施策）
- 2 豊かな心の育成
- 3 健やかな体の育成
- 4 社会的自立に資する能力の育成



現状と課題

【指導室】

○学力向上に向け、9年間を見通した指導を中学校区ごとに実施してきました。また、令和2年度（2020年度）に小学校、令和3年度（2021年度）に中学校の学習指導要領*が改訂され、その趣旨に基づく指導に取り組むとともに、教員補助員*等を配置し、個に応じた指導の充実を図っています。

○令和3年度（2021年度）に、一人一台のタブレット端末が導入されたことに伴い、市研究指定校の研究内容を小中一貫教育*からICT*教育に変更しました。引き続き、実践を通して、端末の効果的な活用について研究する必要があります。

○全教育活動の基盤として、人権教育*を実施しています。引き続き、一人一人の人権意識を高めるため、組織的・計画的に取り組む必要があります。

○オリンピック・パラリンピック教育の一環として、我が国や郷土の伝統・文化理解教育*及び国際理解教育*を体験的に学習している学校が多くあります。また、小宮ふるさと自然体験学校や戸倉しろやまテラス内のジオ展示室などを活用した環境教育*を継続的に実施しています。

○東京都の体力調査では、東京都の平均を上回る学年や項目が多くある一方、学年が上がるにつれて運動を好まない児童・生徒数が増加する傾向にあります。

○コロナ禍における制約や危機管理対策の必要性から、中学校の職場体験などが実施できない状況があったことを踏まえ、今後も新しいスタイルの職業についてのキャリア教育^{*}の推進が必要とされています。

○コロナ禍における制約や児童・生徒への一人一台端末が整備されたことにより、友好姉妹都市宮城県栗原市との交流事業は、訪問による交流だけでなく、ICT^{*}を活用した交流などの方法も検討していく必要があります。

【教育総務課】

○児童・生徒の健康管理と疾病等の早期発見を図るため、各種健康診断を実施しています。新型コロナウイルス感染症の影響などによる一斉休校により、検診時期や日程の調整を要する事態が起きた場合にも、柔軟に対応していく必要があります。

【学校給食課】

○学校との連携により、食物アレルギー事故防止に努める必要があります。

○学校給食法に基づき作成した学校給食指導計画^{*}等を全校に配布するとともに、各学校の食育リーダー^{*}と連携して食育に取り組んでおり、食育に関する授業も実施しています。

○学校給食の食材として、地場産物を使用するとともに、栄養士による食育の指導を小・中学校で実施しています。また、秋川学校給食センターでは、夏休み期間中に、小学4年生以上の児童・生徒を対象に、地場産の食材を活用した料理教室を開催しています。

○学校給食の食材としての地場産物の使用量を増やすためには、JA及び生産者の協力が必要なことから、JAを通じてその連携を深めていく必要があります。

【生涯学習推進課】

○国際姉妹都市米国マサチューセッツ州マールボロウ市との教育交流事業として、マールボロウ市友好訪問団受入と本市中学生の海外派遣を実施しています。この事業により、互いの歴史・文化等の理解と友好関係が深化し、国際的視野を持つ人材の育成が図られていますが、社会情勢などの変化に伴い、新たな交流の手法などが求められています。

計画の基本施策と方針

基本施策 1 確かな学力の育成

■確かな学力の定着（指導室）

➢ 子どもたちが、見通しを持って主体的に学び、知識を身に付け、考えを深める力を育成するため、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業を推進します。

■ICT*教育の推進（指導室）

➢ 児童・生徒に情報活用能力（情報モラル*を含む。）を育成するため、ICT*などを活用した学習活動の充実を図ります。

■小中一貫教育*の推進（指導室）

➢ 小学校から中学校への円滑な接続のため、9年間を見通した個に応じた指導の充実を中学校区ごとに推進します。

基本施策 2 豊かな心の育成

■人権教育*の推進（指導室）

➢ 人権について学び、人の多様性を理解し、思いやりのある行動をとることのできる子どもを育成するため、人権教育*を推進します。

■道徳教育の推進（指導室）

➢ 豊かな心を育み規範意識を高めるため、教育活動全体を通して、道徳教育を推進します。

■伝統・文化理解教育*及び国際理解教育*の推進（指導室）

➢ 体験的な学習を通じて、我が国や郷土の伝統・文化等を学ぶ伝統・文化理解教育*や異文化に対する理解を深める国際理解教育*を推進します。

■読書活動の推進（指導室・図書館）

➢ 児童・生徒が読書習慣を身に付け、生涯にわたって学び続ける基礎的な力や豊かな人間性を育むため、学校図書館の充実や学校と市立図書館との連携を図り、読書に親しむ環境を整備することで、児童・生徒の読書活動を推進します。

■環境教育*の推進（指導室）

- 持続可能な社会の実現に向けて、自然を大切にする心と地球環境に配慮した問題解決の意欲、態度、行動力等を育成するため、環境教育*を推進します。

基本施策3 健やかな体の育成

■体力向上の推進（指導室）

- 子どもたちが運動に親しみ、日常的に運動したり、健康に気を付けて生活したりできるよう、運動や栄養、保健に関する指導を充実させます。

■学校保健の充実（指導室・教育総務課）

- 各学校の保健計画に基づいた学校保健活動を推進し、児童・生徒への保健教育や保健管理を行います。
- 学校や学校医等と連携・調整を図りながら健康診断を実施し、児童・生徒の健康管理と健康保持に努めます。
- 新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症等にも適切に対応できるよう、学校、市の健康福祉部門、保健所等との連携を密にし、感染拡大を防止する体制を構築します。

■食育の推進（学校給食課）

- 学校給食法に基づき作成した学校給食指導計画*等により、食育に関する授業や給食時間の指導の更なる充実を図ります。
- 地域の食文化への理解の促進や特産物等への関心を高めるため、学校給食の食材に地場産物をより多く取り入れ、食育を推進します。

■学校給食の充実（学校給食課）

- 衛生管理を徹底し、栄養バランスを考えた安全・安心なおいしい給食を提供するとともに、残食の減量に努めます。
- 食物アレルギー対応マニュアルに基づき、学校と連携し、食物アレルギー事故防止に努めます。

基本施策4

社会的自立に資する能力の育成

■コミュニケーション能力の育成（指導室・生涯学習推進課）

- 子どもたちが将来への希望を持ち、他者と関わりながら自己表現できる力を育成します。
- 子どもたちに英語力を身に付けさせ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする意識や意欲を養います。
- 国際的な視野を持つ市民を育成するため、国際姉妹都市米国マサチューセッツ州マールボロウ市と連携を図りながら、交流の在り方や手法について協議し、教育交流事業を継続していきます。

■キャリア教育*の推進（指導室）

- 将来、子どもたちが社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現する力を身に付けるため、発達段階に応じて職業観や勤労観を育む学習を実施します。

施策の目標

| 項目 | 実績値 | 目標値 |
|---|---|--|
| | 令和2年度 (2020年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 全国学力学習状況調査における各教科平均正答率 (対象：小学校6年生・中学校3年生) | 小学校 62% 中学校 60% (令和3年度) | 65% |
| 人権啓発に関する事業の実施回数及び参加者数 | 実施回数：3回 参加者数：54人 | 実施回数：4回 参加者数：維持 |
| 体力・運動能力調査の結果 意識調査「運動が好き」肯定的な回答 (対象：小学校5年生・中学校2年生) | 小学校 (男) 74.4% (女) 57.3% 中学校 (男) 56.6% (女) 43.6% (令和元年度) | 小学校 (男) 80.0% (女) 60.0% 中学校 (男) 60.0% (女) 50.0% |
| 年間の野菜類使用量に対する地場産物（野菜類）使用量の割合 | 8.3% | 10.0% |
| 食に関する授業及び給食時間における指導の回数（小・中学校：全16校） | 授業回数：122回 指導回数：70回 | 授業回数：150回 指導回数：維持 |
| 年間の残食量（ごはん、おかず等）の割合 | 13.1% (令和元年度) | 12.0% |

取組目標 2

多様な教育的ニーズに対応した教育の提供

特別な支援を必要とする児童・生徒に限らず、全ての児童・生徒の多様な教育的ニーズに対応できる学校教育を目指すとともに、子どもたちを取り巻く教育環境の整備に努めます。

【基本施策】

- 1 特別支援教育^{*}の推進（※重点施策）
- 2 いじめの防止と多様な相談体制の充実（※重点施策）
- 3 いきいきした学校運営
- 4 優れた教員を育てる取組
- 5 学校教育を推進する環境整備



現状と課題

【指導室】

○令和2年度（2020年度）に、特別支援教育^{*}推進計画第三次計画を策定したほか、幼稚園・保育園への巡回相談^{*}や就学支援シート^{*}などにより、小学校への円滑な接続に取り組みました。また、特別支援教育^{*}への理解が広まることにより、就学・転学・入室相談数が増加し、小学校では情緒障害等固定学級へのニーズが高まっています。

○令和元年度（2019年度）に、あきる野市いじめ防止基本方針を改訂し、各学校においてもいじめ防止基本方針を改訂しました。これにより、いじめの判断基準を明確化し、軽微ないじめを見逃さないことや年3回のいじめ防止に関する授業の実施などに取り組みました。また、教育相談所^{*}への相談件数が増加するとともに、就学相談のための臨床心理士による発達検査の受検希望者も増加しているため、発達検査の予約待ちの状況が生じています。

○長期欠席の児童・生徒数に増加傾向が見られており、不登校児童・生徒の社会的自立と学校復帰を目指し、令和3年度（2021年度）に、学校や関係機関との一層の連携を図るための教育支援センター^{*}の機能をスタートさせました。

○副校長補佐^{*}やスクールサポートスタッフ^{*}などを配置し、教員の事務的な職務に関する負担軽減を図りました。教員の働き方改革に関する意識は高まっていますが、超過勤務時間は依然として多く、特に若手教員の残業が多い状況となっています。令和3年度（2021年度）に導入した校務支援システムを活用し、今後、校務軽減につなげていく必要があります。

○コロナ禍において、教員の研修を書面での開催や中止としなければならない事態も生じたことから、教員の資質向上のために、より効果的な研修内容や実施方法を検討していく必要があります。

【教育総務課】

○国が掲げる「GIGA スクール構想^{*}」に基づく ICT^{*}教育を推進するため、各小・中学校の児童・生徒一人一台のタブレット端末の配備や校内 LAN 整備を行いました。情報化社会に対応するため、引き続き、ICT^{*}機器の整備を進めるなど、学習環境の充実を図る必要があります。

○教育の機会均等の確保のために、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、就学援助制度による学用品等の支援を行っています。また、高等学校や大学等に在学し、成績優秀であるが経済的理由により就学困難な者に対して、育英資金の貸付をしています。

○教育に関する各種支援制度の更なる事例研究や実態に合わせた改善を検討していく必要があります。

【教育総務課・学校給食課】

○老朽化が進む学校給食センターの建替について、隣接する日の出町との広域連携による新学校給食センターの整備に関する協定が締結されたことから、協定に基づき、調整や取組を進めています。

【教育施設担当】

○子どもたちが安心して学び、安全に生活できる環境として、学校施設を適切に維持管理する必要があります。また、学校施設は地域の拠点であることから、災害発生時ににおける避難施設としての役割や機能も求められています。

計画の基本施策と方針

基本施策1 特別支援教育^{*}の推進

■特別支援教育^{*}の充実（指導室）

- ▶ 全ての子どもたちの個性を大切にし、それぞれの特性に応じた支援が行えるよう、各学校における指導の充実を図ります。
- ▶ 幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続や子どもたちの健やかな成長を支援するため、幼稚園・保育園と小学校の連携を図ります。

■校内委員会の充実（指導室）

- ▶ 支援が必要な児童・生徒の実態把握や支援方法等、学習面や生活面での成果や課題について検討を行うため、校内委員会を随時開催し、児童・生徒を組織的かつ継続的に支援します。

■特別支援学級^{*}・特別支援教室^{*}の充実（指導室）

- ▶ 特別支援教育^{*}コーディネーター連絡会や特別支援教育^{*}推進委員会を実施し、特別な支援が必要な児童・生徒への教育の充実を図ります。

■就学・転学相談の充実（指導室）

- ▶ 特別支援学級^{*}、特別支援学校への就学・転学の相談、特別支援教室^{*}、通級指導学級^{*}への入室・入級の相談を充実させ、児童・生徒の個に応じた指導や支援に努めます。

基本施策2 いじめの防止と多様な相談体制の充実

■いじめ防止対策の推進（指導室）

- ▶ いじめの未然防止やいじめの早期発見・早期対応により、子どもたちが安心して通える学校や相談できる場所を確保します。

■教育相談体制の充実（指導室）

- ▶ 特別な支援を要する児童・生徒や、悩みや不安を抱えている児童・生徒、保護者への相談体制の充実を図ります。

■教育支援センター^{*}機能の充実（指導室）

- 不登校児童・生徒の社会的自立や学校復帰を目指し、教育支援センター^{*}機能の充実を図ります。

■情報モラル^{*}教育の推進（指導室）

- 児童・生徒が安全に ICT^{*}を活用するために、SNS 東京ルール^{*}や SNS 学校ルール^{*}に基づき、保護者に対して、家庭における SNS 家庭ルール^{*}の作成を依頼し、学校と家庭が連携した情報活用能力や情報モラル^{*}の育成を図ります。

基本施策 3 いきいきした学校運営

■働き方改革の推進（指導室）

- 教育委員会主催の連絡会等の実施回数や実施方法、提出書類等の見直しを行うとともに、職員の配置や校務支援システムなどの ICT^{*}を有効に活用することにより、教員の負担軽減を図ります。
- 地域の関係団体等との連携などにより、部活動に関わる教員の働き方改革を推進します。

■教職員のメンタルヘルス（指導室）

- 教職員の心身の健康保持のため、効率的、効果的な働き方を積極的に取り入れます。
- 多種多様化した課題に対応する教職員が、メンタルヘルスについて専門医に相談できる体制を継続し、メンタル不調に適切に対応していきます。

■人材の確保・活用（指導室）

- 教員補助員^{*}等を配置し、学力向上や特別支援教育^{*}の充実を図ります。
- 地域の人材をはじめとしたゲストティーチャーを招へいし、専門性の高い授業に取り組みます。

基本施策 4 優れた教員を育てる取組

■教職員研修等の実施（指導室）

- 職層や経験年数に応じた研修のほか、教育課題に関する研修を積極的に取り入れ、教員の資質・能力の向上を図ります。

■研究奨励等の充実（指導室）

- ICT^{*}の活用や個別最適な学び、協働的な学び等の教育課題に対応するため、研究奨励校を指定し、あきる野市の教育活動を推進します。

基本施策 5

学校教育を推進する環境整備

■学校施設の適正な維持管理（教育施設担当）

- 校舎や体育館、校庭などの学校施設を日常的・定期的に点検・評価し、健全な状態を維持します。
- あきる野市学校施設長寿命化計画の継続的運用方針に基づき、計画的な学校施設の修繕や適切な維持管理を行います。
- 災害の規模や被害の状況、地域の実情等により、学校施設が避難所となることを想定し、施設の開放区域などについて、学校、地域防災課と連携し協議していきます。

■新学校給食センターの整備（教育総務課・学校給食課）

- 日の出町との広域連携により、安全・安心なおいしい学校給食を安定的に提供できる新学校給食センターの整備を進めます。

■学校ICT^{*}環境整備（教育総務課）

- ICT^{*}教育を進める上で必要となる機器やソフトなど、ICT^{*}を有効活用できる学習環境の整備に努めます。

■教育の機会均等の確保（指導室・教育総務課）

- 外国人児童・生徒等が、学校生活や学習指導に適応できるよう支援します。
- 就学援助制度や育英資金の制度を市民に広く周知するため、申請の実績や周知方法の検証を行い、より効果的な手法について検討していきます。
- 保護者の経済的負担を軽減するため、就学援助制度に対する研究や検証などを継続していきます。
- 様々な事情により、配慮が必要な児童・生徒の就学について、区域外就学^{*}等の措置により、教育環境を提供します。

施策の目標

| 項目 | 実績値 | 目標値 |
|--|-------------------------------------|-----------------------------|
| | 令和 2 年度 (2020 年度) | 令和 8 年度 (2026 年度) |
| 個別指導計画の作成人数 | 526 人 | 550 人 |
| 「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」という質問に肯定的な回答をした児童・生徒の割合 (※全国学力・学習状況調査結果) | 小学校 96.7% 中学校 95.6% (令和 3 年度) | 小学校 100.0% 中学校 100.0% |
| 1 か月の超過勤務時間 45 時間の教員の割合 | 小学校 27.2% 中学校 32.3% | 小学校 25.0% 中学校 30.0% |
| 学校給食センター整備の推進 | 広域連携を推進するための基本合意書の締結 | 新学校給食センターの運営開始 (令和 7 年度) |

取組目標 3

生涯を通じて学び、活躍できる環境の整備

超高齢社会を迎える中、同じ時代を様々な世代が生きていく上で、年齢や性別、障がいの有無を問わず、全ての市民が生涯にわたって心豊かな生活が送れるよう意欲的に学ぶことができる環境の整備と学習機会を提供できる取組を推進します。

【基本施策】

- 1 生涯学習活動の推進（※重点施策）
- 2 誰もが楽しむスポーツの推進（※重点施策）
- 3 社会教育の拠点施設の適正な管理
- 4 教育・学びに関する情報の整理と発信



現状と課題

【生涯学習推進課】

○人生100年時代ともいわれる今日、年齢や世代の枠を超えての学び直しの取組が広まっています。このような中、市民が主体となって生涯学習に取り組める環境づくりが重要となることから、市民の意欲・関心の向上につながる施策を展開する必要があります。

○誰もがいつでも学ぶことのできる環境づくりが求められていることから、新しい生活様式に対応した、新たな方式での生涯学習の実践に取り組む必要があります。

【スポーツ推進課】

○市民が生涯を通じて、スポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、施設の適正な維持管理や活動機会の提供、拠点施設の充実などが求められています。

○生涯を通じてスポーツに親しめる環境づくりが求められています。市内では、総合型地域スポーツクラブ*が各種プログラムを展開しているほか、NPO法人あきる野市スポーツ協会が各連盟を通じて市民の継続的なスポーツ活動を支援するなど、スポーツに親しめる環境づくりが推進されています。

○健康で活力に満ちた社会の実現に向け、市民が日常的にスポーツに親しむとともに、楽しみ、支え合う活動に参画できる機会を充実する必要があります。

【図書館】

○多様化する市民のニーズに応えるとともに、情報バリアフリー^{*}などにも配慮した図書館サービスが求められていることから、資料や図書館機能の充実に加え、職員の技能向上や図書館ボランティアの育成などに取り組む必要があります。

○子どもの年齢が上がるにつれ、読書離れの比率が高くなっています。

○小・中学校からは、調べる学習への資料提供や児童・生徒の体験学習への協力が求められています。

○地域に関する貴重な情報を将来に残していくとともに、いつでも利用できるようにすることが求められているため、デジタルアーカイブ^{*}を充実する必要があります。

計画の基本施策と方針

基本施策 1 生涯学習活動の推進

■生涯学習の推進（生涯学習推進課）

- 人生 100 年時代*を見据え、年齢や性別にかかわらず、生涯にわたり心豊かな生活が送れるよう、様々な学習機会の充実を図るとともに、学んだ成果を地域や社会に生かせる取組を推進します。
- 市民と市民をつなぐリーダー的役割を果たすことのできる人材の育成に取り組みます。
- ICT*を活用した在宅学習機会の提供など、誰もがいつでも生涯学習を行える環境づくりに努めます。

■芸術文化活動の充実（生涯学習推進課）

- 多くの市民が芸術文化に触れ、交流できる場や、市内で活動する自主グループへの学習機会を提供することにより、芸術文化の振興を図ります。

■図書館サービスの充実（図書館）

- 市民要望や地域の課題に配慮しながら、図書館資料の収集・整理・保存・提供を進めます。
- 市民と情報をつなげるため、レファレンス*サービスの PR のほか、職員のレファレンス*技術の向上を図ります。
- 子どもの読書活動を促進するための各種事業を実施します。
- 文字による情報入手や来館が困難な市民に配慮したサービスを実施することで、情報入手のバリアフリー化を図ります。
- 図書館ボランティアの養成と活動場所の提供を図ります。
- 小・中学校での学習に有用な資料や情報の提供を行うとともに、図書館ガイダンスや職場体験の受入れを通じて図書館の活用方法を学ぶ機会を提供します。

■伝統・文化の継承と推進（生涯学習推進課）

- 市の貴重な文化財の保全に努めるとともに、それらを積極的に活用・公開し、地域ゆかりの歴史・文化・伝統を後世に伝える取組を推進します。

■各種団体活動への支援（生涯学習推進課）

- 自主的、主体的な生涯学習を推進するため、各種団体等の活動を支援します。

基本施策2 誰もが楽しむスポーツの推進

■ライフステージ・ライフスタイルに応じた活動機会の充実（スポーツ推進課）

- 誰もが生涯を通じてスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、身近で気軽にスポーツを楽しめるよう、幅広い世代に向けた情報の発信や多様なスポーツ教室の開催などに取り組みます。

■障がい者スポーツの推進（スポーツ推進課）

- 障がいのある人がスポーツを楽しめる機会や障がいのない人が障がい者スポーツに触れる機会となる施策を展開することで、スポーツを通じて互いを理解し、共に楽しめる機会の充実に取り組むなど、障がい者スポーツを推進します。

■地域団体の支援と連携によるスポーツの振興（スポーツ推進課）

- NPO 法人あきる野市スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ^{*}などの活動を支援し、地域団体の主体的な活動を推進するとともに、指導者・ボランティアの育成や幅広い世代のスポーツの振興に地域団体と連携して取り組みます。

■市の特性を生かしたスポーツの推進（スポーツ推進課）

- 市民がスポーツへの関心を高め、心身の健康増進や体力向上を図る活動を手軽かつ継続的に取り組めるよう、地域の豊かな自然環境を生かしたウォーキングなど、市の特性を生かしたスポーツ活動を推進します。

基本施策3 社会教育の拠点施設の適正な管理

■施設の適正な管理（生涯学習推進課・スポーツ推進課・図書館）

- 市民の学習の振興を図るため、公民館や市民文化ホール等を適正に管理運営し、学習環境の提供に努めます。
- スポーツ施設の改修等を行い、安心してスポーツに親しむ環境を整備するとともに、スポーツ活動を楽しめる場の充実・確保を図ります。

- 図書館4館を適切に維持・管理し、情報と学習の場の提供に努めます。

基本施策4

教育・学びに関する情報の整理と発信

■教育広報の発行（教育総務課）

- 市民が本市の教育に関心を持ち、教育活動などへの参画が促進されるよう、教育広報の内容の充実を図ります。
- 広く本市の教育を発信できるよう、周知の仕組みや手法について検討と改善を図ります。

■案内等資料の充実（指導室）

- 学校だよりやホームページを通じて、市民に学校教育に関する情報を周知します。

■デジタルアーカイブ^{*}の充実（図書館）

- 「五日市憲法草案」関連情報を含む地域情報のコンテンツを整備し、デジタルアーカイブ^{*}の充実を図ります。

施策の目標

| 項目 | 実績値 | 目標値 |
|--------------------|----------------------|----------------------|
| | 令和 2 年度 (2020 年度) | 令和 8 年度 (2026 年度) |
| 寿大学の登録者数 | 872 人 (令和元年度) | 950 人 |
| 市民まつり市民文化祭への参加団体 | 106 団体 (令和元年度) | 維持 |
| 秋川キララホールの年間利用者数 | 59,176 人 (令和元年度) | 63,283 人 |
| 中央公民館の年間利用者数 | 83,673 人 (令和元年度) | 91,462 人 |
| 図書館貸出冊数 | 619,394 冊 (令和元年度) | 635,000 冊 |
| 郷土芸能連合会加盟団体数 | 40 団体 | 維持 |
| 成人の週 1 回以上のスポーツ実施率 | 62% (平成 29 年度) | 70% |

取組目標 4

家庭・地域・学校が連携・協働する教育活動

人と人との深い結びつきの中で、子どもたちが健やかに成長できるよう、家庭、地域、学校が連携し、子どもたちを地域社会全体で支え、見守る環境と意識の醸成に努めます。

【基本施策】

- 1 青少年の健全育成の推進
- 2 児童・生徒の安全確保
- 3 家庭教育の推進
- 4 地域との連携による学校運営の支援（※重点施策）



現状と課題

【生涯学習推進課】

- 変化の激しい社会において「社会を生き抜く力」が求められている中、青少年委員などの関係団体や関係機関と連携し、各種事業を実施しています。
- 学校支援地域本部事業*や放課後子ども教室*を実施し、子どもが地域の人々と一緒に活動できる場を提供するとともに、家庭教育学級*等の講座を実施しています。
- 地域と連携した事業の実施には、関係団体や地域の協力が必要となりますが、高齢化等により、担い手の確保が困難となっており、人材の発掘が課題となっています。

【教育総務課】

- 警察官 OB の 3 人をスクールガードリーダー*として委嘱し、担当区域の安全点検や学校安全ボランティア活動への助言等を行っています。また、小学校の通学路 35 か所に交通安全推進員*を配置し、登下校時の声かけ等を通じて、児童の交通安全意識の向上を図っています。
- 児童の安全確保の取組として、学校安全推進会議や学校安全講習会を実施するとともに、スクールガードリーダー*、交通安全推進員*、学校安全ボランティア及び関係団体や関係機関との情報共有と連携に努める必要があります。

○児童・生徒の安全・安心対策として、学期ごとに各小・中学校が行う通学路の安全点検の報告書に基づき、市関係部署や警察等関係機関と協議し、必要な対応を行っていますが、更なる横断的な取組が必要です。

○災害発生時に児童・生徒の安全を確保する必要があります。

【指導室】

○全小・中学校において、犯罪や事故、災害等の危険を予測し回避する能力などを育成する安全指導を実施しています。また、令和2年度（2020年度）及び令和3年度（2021年度）は、東京都の安全教育推進校の研究指定を受け、地域と連携した安全教育の推進を図りました。今後の検討課題としては、令和元年度（2019年度）の台風被害を教訓とした安全指導の在り方が挙げられます。

計画の基本施策と方針

基本施策1 青少年の健全育成の推進

■青少年健全育成事業の推進（生涯学習推進課）

- 青少年関連の事業を実施するとともに、青少年が主体的に地域活動に参画できるような環境づくりに取り組みます。

■青少年健全育成団体の支援（生涯学習推進課）

- 青少年の非行や犯罪を防止するため、学校、家庭、地域などが一体となって、非行防止啓発活動や地域パトロールを行うなど、青少年健全育成のための活動を支援します。

■放課後子ども対策（生涯学習推進課）

- 全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後子ども教室^{*}の充実を図ります。

■地域リーダーの育成（生涯学習推進課）

- 地域でリーダーとして活動できる人材の育成に取り組みます。

基本施策2 児童・生徒の安全確保

■安全確保と安全教育の推進（教育総務課・指導室）

- 災害発生時に適切に対応できるよう、教育委員会と小・中学校が連携した大規模地震対応訓練を実施します。また、毎年市が実施する総合防災訓練や各校が計画的に実施する避難訓練を通じて、自助・共助の必要性について意識の醸成を図ります。
- 災害時に、児童・生徒を学校に留め置く事態に備え、各学校に備蓄食料等を配備するとともに、適切な管理を行います。
- 子どもたちが犯罪や事故、災害等の危険を予測し、回避する能力を育成します。
- 不審者情報について、関係機関・関係部署と連携しながら情報共有を図ります。

■通学路の見守り・安全点検（教育総務課）

- 通学路の安全を確保するため、警察や道路管理担当や交通防犯担当等との連携を密にし、安全対策を講じるとともに、スクールガードリーダー^{*}及び交通安全推進員^{*}を配置し、児童・生徒の安全確保に努めます。
- 学校安全推進会議及び学校安全講習会を計画的に実施し、地域、保護者、関係機関等が連携した地域ぐるみの児童・生徒の安全対策を充実させるとともに、学校安全ボランティアの活動を支援します。

基本施策3 家庭教育の推進

■家庭教育への支援（生涯学習推進課）

- 家庭教育を支援するための講座を実施するとともに、各家庭において家族のふれあい、愛情が育まれるよう啓発を図ります。

基本施策4 地域との連携による学校運営の支援

■学校支援地域本部事業^{*}の推進（生涯学習推進課）

- 家庭や地域の教育力を生かし、地域全体で学校教育を支援していく連携体制を構築するため、学校支援地域本部事業^{*}を実施し、学校と地域が連携して学校教育を支援します。
- 学校、家庭、地域が連携し、子どもたちを育て、見守る体制づくりや意識の醸成に努めます。

■コミュニティスクール^{*}の充実（教育総務課・指導室・生涯学習推進課）

- 社会に開かれた教育課程の実現に向け、地域とともに子どもを育てるコミュニティスクール^{*}の運営の在り方について検討するとともに、充実を図ります。
- 世代を超えた学習の機会として、郷土の文化や郷土芸能を学校教育に取り入れ、郷土愛と豊かな心を育てる教育につなげていきます。

施策の目標

| 項目 | 実績値 | 目標値 |
|--------------------|----------------------|----------------------|
| | 令和 2 年度 (2020 年度) | 令和 8 年度 (2026 年度) |
| 放課後子ども教室*開設校数（小学校） | 7 校 (令和元年度) | 10 校 |
| 親子鑑賞会の参加者数 | 724 人 (令和元年度) | 800 人 |
| コミュニティスクール*の導入校 | 0 校 | 16 校 |

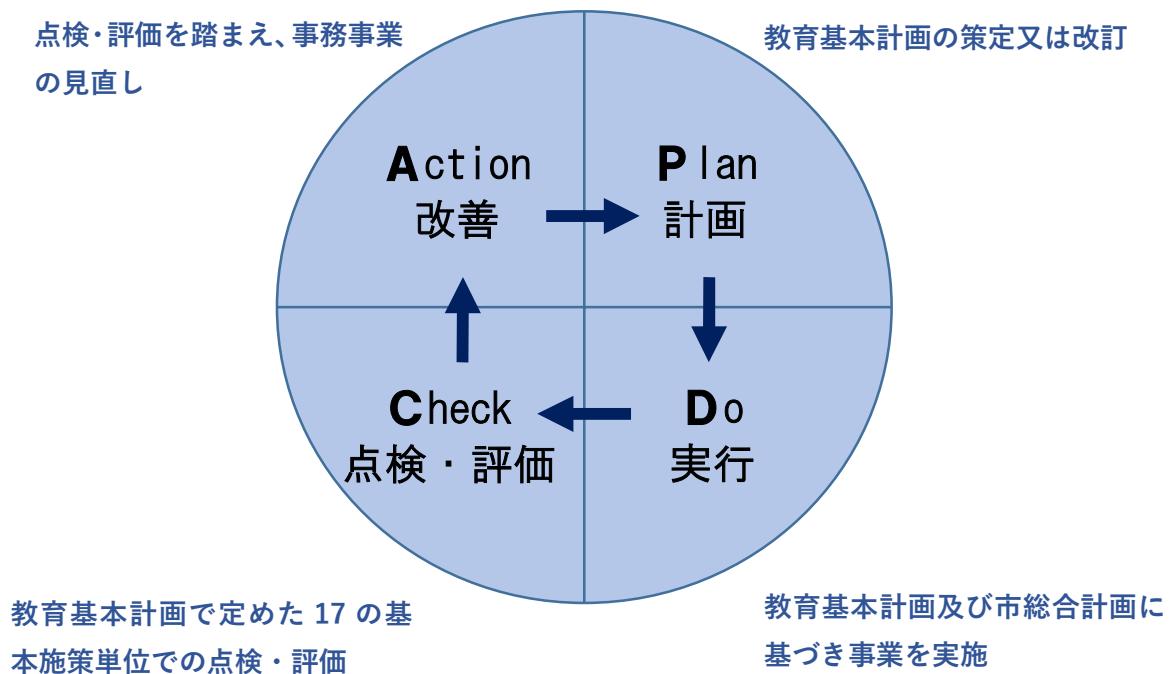
第3章

計画の進行管理

計画の進行管理

本計画に位置付ける事業は、毎年度実施する事務点検評価等の対象項目と合致することから、計画の進捗管理については、事務点検評価等の中で実施することとします。

また、各事業の取組内容や手法などの修正・変更については、下記の視点（P D C A サイクル）を踏まえ、必要に応じて行うものとします。



【参考】教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価

教育委員会は毎年、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定により、その権限に属する教育行政事務の管理及び執行について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられています。

進行管理の対象について

本計画の取組目標に位置付ける17の基本施策を対象項目として設定します。

また、専門的知見で評価された分野別計画の評価を踏まえ、基本施策に関連する複数の事業（推進事業）を複合的に再評価します。

取組目標については、計画期限となる令和8年度（2026年度）時点の到達点（目標値）を設定し、関連基本施策の評価を複合的に捉えて評価します。

分野別個別計画等との関連性

| 取組目標 | 基本施策 | 推進事業 | 分野別個別計画等 | |
|----------------------------|-----------------------|---|--|--|
| 1 夢と志を持ち、未知の事態にも対応できる能力の育成 | 1 確かな学力の育成 | ・確かな学力の定着 ・ICT教育の推進 ・小中一貫教育の推進 | ・あきる野市立学校の教育課程 ・あきる野市立学校の教育課程 ・あきる野市立学校の教育課程 ・あきる野市小中一貫教育推進基本計画 | |
| | 2 豊かな心の育成 | ・人権教育の推進 ・道徳教育の推進 ・伝統・文化理解教育及び国際理解教育の推進 ・読書活動の推進 ・環境教育の推進 | ・あきる野市立学校の教育課程 ・あきる野市立学校の教育課程 ・あきる野市立学校の教育課程 ・あきる野市立学校の教育課程 ・第三次あきる野市子ども読書活動推進計画 ・あきる野市立学校の教育課程 | |
| | 3 健やかな体の育成 | ・体力向上の推進 ・学校保健の充実 ・食育の推進 ・学校給食の充実 | ・あきる野市立学校の教育課程 ・あきる野市立学校の教育課程 ・学校給食指導計画 ・学校給食指導計画 | |
| | 4 社会的自立に資する能力の育成 | ・コミュニケーション能力の育成 ・キャリア教育の推進 | ・あきる野市立学校の教育課程 ・あきる野市立学校の教育課程 | |
| | 1 特別支援教育の推進 | ・特別支援教育の充実 | ・あきる野市立学校の教育課程 ・あきる野市特別支援教育推進計画(第三次計画) | |
| | | ・校内委員会の充実 | ・あきる野市立学校の教育課程 ・あきる野市特別支援教育推進計画(第三次計画) | |
| | | ・特別支援学級・特別支援教室の充実 | ・あきる野市特別支援教育推進計画(第三次計画) | |
| | | ・就学・転学相談の充実 | ・あきる野市特別支援教育推進計画(第三次計画) | |
| | | ・いじめ防止対策の推進 | ・あきる野市いじめ防止基本方針 ・あきる野市立学校の教育課程 | |
| 2 多様な教育的ニーズに対応した教育の提供 | 2 いじめの防止と多様な相談体制の充実 | ・教育相談体制の充実 ・教育支援センター機能の充実 ・情報モラル教育の推進 | ・あきる野市特別支援教育推進計画(第三次計画) ・あきる野市特別支援教育推進計画(第三次計画) ・あきる野市立学校の教育課程 | |
| | | ・働き方改革の推進 | ・あきる野市立学校の教育課程 ・あきる野市立学校における働き方改革推進プラン ・あきる野市立学校における働き方改革推進プラン | |
| | | ・教職員のメンタルヘルス ・人材の確保・活用 | ・あきる野市立学校における働き方改革推進プラン | |
| | | ・教職員研修等の実施 ・研究奨励等の充実 | ・あきる野市教職員研修計画 ・あきる野市立学校の教育課程 | |
| | | ・学校施設の適正な維持管理 ・新学校給食センターの整備 ・学校ICT環境整備 ・教育の機会均等の確保 | ・あきる野市学校施設長寿命化計画 ・学校給食センター整備計画 ・GIGAスクール構想に基づく環境整備 | |
| | 3 生涯を通じて学び、活躍できる環境の整備 | 1 生涯学習活動の推進 | ・生涯学習の推進 ・芸術文化活動の充実 ・図書館サービスの充実 ・伝統・文化の継承と推進 ・各種団体活動への支援 | ・あきる野市生涯学習推進計画(あきる野学びプラン4) ・あきる野市生涯学習推進計画(あきる野学びプラン4) ・あきる野市生涯学習推進計画(あきる野学びプラン4) ・第三次あきる野市子ども読書活動推進計画 ・あきる野市生涯学習推進計画(あきる野学びプラン4) ・あきる野市生涯学習推進計画(あきる野学びプラン4) |
| | | 2 誰もが楽しむスポーツの推進 | ・ライフステージ・ライフスタイルに応じた活動機会の充実 ・障がい者スポーツの推進 ・地域団体の支援と連携によるスポーツの振興 ・市の特性を生かしたスポーツの推進 | ・あきる野市スポーツ推進計画 ・あきる野市スポーツ推進計画 ・あきる野市スポーツ推進計画 ・あきる野市スポーツ推進計画 ・あきる野市スポーツ推進計画 |
| | | 3 社会教育の拠点施設の適正な管理 | ・施設の適正な管理 | ・あきる野市生涯学習推進計画(あきる野学びプラン4) ・あきる野市スポーツ推進計画 |
| | | 4 教育・学びに関する情報の整理と発信 | ・教育広報の発行 ・案内等資料の充実 ・デジタルアーカイブの充実 | ・あきる野市立学校の教育課程 ・あきる野市生涯学習推進計画(あきる野学びプラン4) |
| | | 1 青少年の健全育成の推進 | ・青少年健全育成事業の推進 ・青少年健全育成団体の支援 ・放課後子ども対策 ・地域リーダーの育成 | ・あきる野市生涯学習推進計画(あきる野学びプラン4) ・あきる野市生涯学習推進計画(あきる野学びプラン4) ・あきる野市生涯学習推進計画(あきる野学びプラン4) ・あきる野市生涯学習推進計画(あきる野学びプラン4) |
| 4 家庭・地域・学校が連携・協働する教育活動 | 2 児童・生徒の安全確保 | ・安全確保と安全教育の推進 ・通学路の見守り・安全点検 | ・あきる野市立学校の教育課程 ・学校防災マニュアル | |
| | 3 家庭教育の推進 | ・家庭教育への支援 | ・あきる野市生涯学習推進計画(あきる野学びプラン4) | |
| | 4 地域との連携による学校運営の支援 | ・学校支援地域本部事業の推進 ・コミュニケーションスクールの充実 | ・あきる野市生涯学習推進計画(あきる野学びプラン4) ・あきる野市立学校の教育課程 | |

資料編

資料 1

あきる野市教育大綱

基本理念

ふるさとを誇りに思う人づくりと、
あきる野の香りがする「あきる野っ子」が育つ教育

◆基本方針 1

地域で“ひと”を育てるまちづくりを進めます

家庭や学校、地域などがそれぞれの役割と責任を果たし、相互に連携・協力しながら、子どもの育成支援や青少年の健全育成を図るとともに、自ら学習や経験で得た成果を生かし地域に還元するような人材の育成と活用を図るなど、地域社会全体で“ひと”を育てるまちづくりを進めます。

◆基本方針 2

子どもが安全に安心して育つ環境づくりを進めます

多様化・複雑化する子どもを取り巻く危機に対し、家庭や学校だけでなく地域や関係機関との連携と情報共有を図ることで、地域社会全体で子どもが安全に安心して育つ環境づくりを進めます。

◆基本方針 3

郷土の自然や伝統・文化を学び地域を誇りに思う教育を進めます。

郷土の豊かな自然の中での体験活動などを通して、自然に親しみ自然を大切にする心を育むとともに、地域に息づく伝統・文化の保存・継承を支援し、先人たちが築いた歴史や文化に触れる機会を提供することにより、郷土愛を育みながら地域を誇りに思う教育を進めます。

◆基本方針 4

学力の向上を図るとともに、個々に応じた教育を進めます

教育の機会均等を確保しながら、小中一貫教育*などの充実による基礎的・基本的な知識・技能の定着・向上を図るとともに、障がいのある児童・生徒に限らず、全児童・生徒を対象として、一人一人が必要な指導や支援を受けられる特別支援教育*を推進することで、確かな学力の向上と個々の子どもに応じた教育を進めます。

資料 2

あきる野市教育基本計画（第3次計画）策定検討委員会設置要領

(設置)

第1条 あきる野市の教育振興のための施策に関する基本計画として、あきる野市教育基本計画（以下「教育基本計画」という。）を策定するに当たり、必要となる事項を検討するため、あきる野市教育基本計画策定検討委員会（以下「策定検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定検討委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 教育基本計画の体系に関すること。
- (2) 教育基本計画の施策及び事業に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 策定検討委員会は、委員10人以内とし、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 教育長
- (2) 社会教育委員
- (3) あきる野市立小中学校PTA連合会の代表者
- (4) あきる野市公立小中学校校長会の代表者
- (5) 市職員

(委嘱等)

第4条 委員は、教育委員会が委嘱又は任命する。

(委員長等)

第5条 策定検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定検討委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要と認めたときは、関係職員の出席を求めることができる。
- (検討部会)

第7条 第2条の所掌事項について、必要な調査、研究及び検討を行うため策定検討委員会の下に検討部会を置く。

- 2 検討部会の部会員は、教育委員会事務局課長級職員で組織する。
- 3 検討部会に、部会長及び副部会長を置き、部会長は、部会員の互選により定め、副部会長は、部会長が指名する。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、検討部会に、部会員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 検討部会は、調査、検討の経過及び結果を策定検討委員会に報告する。

(報告)

第8条 策定検討委員会は、教育委員会に対し必要に応じて検討経過を報告するとともに、検討結果を報告する。

(庶務)

第9条 策定検討委員会及び検討部会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、第8条に規定する検討結果報告のあった日の翌日をもって廃止する。

資料 3

あきる野市教育基本計画（第3次計画）策定検討委員会委員

| No. | 氏名 | 所属等 | 備考 |
|-----|--------|----------------------------|-----------------------------|
| 1 | 丹治 充 | 教育長 | 現教育長（R3.11.26 から） |
| | 私市 豊 | 教育長 | 前教育長（R3.11.25 まで） |
| 2 | 三浦 利信 | あきる野市公立 小中学校校長会会長 | あきる野市公立小中学校 校長会の代表者 |
| 3 | 田中 雄二 | あきる野市公立 小中学校校長会副会長 | あきる野市公立小中学校 校長会の代表者 |
| 4 | 遠藤 隆一 | あきる野市社会教育委員 | 社会教育委員 |
| 5 | 久保 祐司 | あきる野市立 小中学校 P T A 連合会会長 | あきる野市立小中学校 P T A 連合会の代表者 |
| 6 | 渡邊 浩二 | 教育部長 | 市職員 |
| 7 | 草刈 あづさ | 指導担当部長 | 市職員 |
| 8 | 佐藤 幸広 | 生涯学習担当部長 | 市職員 |
| 9 | 岡部 健二 | 子ども家庭部長 | 市職員 |

資料4

用語説明

※本編中、「*」で記した用語の説明をしています。

| 行 | 用語等 | 意味 | ページ |
|---|-----------------|--|----------------------|
| あ | ICT | Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のこと | 16、17、18、23、25、26、30 |
| | SNS 家庭ルール | 東京都教育委員会が策定した「SNS 東京ルール」を踏まえて、学校や家庭でつくるルール | 25 |
| | SNS 東京ルール | 児童・生徒が、いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐため、東京都教育委員会が策定した児童・生徒が SNS を利用する際のルール | 25 |
| | SDGs（持続可能な開発目標） | 2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。 | 6、9、10 |
| か | 家庭教育学級 | 家庭における教育力向上のため、保護者や地域住民らが集まり、子どもの心や成長過程への理解、親の役割、接し方・言葉かけの方法など、家庭教育に関する学習や意見交換を自主的・継続的に行うこと | 34 |
| | 環境教育 | 環境や環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識・技術・態度を身に付けさせる教育 | 16、19 |
| | 学校給食指導計画 | 年間を通した給食時間における食に関する指導内容等を一覧表にしたもの | 17、19 |
| | 学校支援地域本部事業 | 地域ぐるみで学校運営を支援するために、校長や教職員、PTA などの関係者を中心として組織されるもので、「学校支援地域本部」の下で地域住民が学校支援ボランティアとして学習支援活動や部活動の指導など地域の実情に応じた学校教育活動の支援を行う事業 | 34、37 |
| | 学習指導要領 | 文部科学省が定める、各学校で教育課程を編成する際の基準 | 6、10、16 |

| | | | |
|---|-------------|---|----------|
| | キャリア教育 | 児童生徒に望ましい勤労観や職業観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性や適性を理解し、主体的に進路を選択する能力や態度を育てる教育 | 17、20 |
| | 教育支援センター | 不登校の子どもたちの社会的自立に向けた力を高めていくために、区市町村教育委員会が設置するもの | 22、25 |
| | 教育相談所 | 相談員や臨床心理士等が、子どもの発達や成長、学習の遅れ等の悩みごとの解消に向けて相談に応じる。市役所別館と五日市出張所内の2か所にある機関 | 22 |
| | 教員補助員 | 児童・生徒の状況に即した指導を充実させ、学力向上を図るために配置する補助員 | 16、25 |
| | GIGA スクール構想 | Global and Innovation Gateway for all の略で、義務教育を受ける児童・生徒のために、一人一台の学習用PCと高速ネットワーク環境などの整備をする構想 | 23 |
| | 区域外就学 | 住所のある区市町村以外の区市町村が設置する小・中学校、国公立大学附属の小・中学校、私立の小・中学校へ就学させること | 26 |
| | 交通安全推進員 | 登下校の際、児童に交通ルールなどの指導啓発を通して、安全確保を支援する者 | 34、37 |
| | 国際理解教育 | 互いの文化や考え方を知ることで双方の違いを理解し、相手を尊重することで相互理解の態度を養う教育 | 16、18 |
| | コミュニティスクール | 家庭や地域が学校運営に参画し、子どもたちの育成の方向性を考え、教育に反映させる仕組である学校運営協議会制度を導入している学校 | 37、38 |
| さ | 食育リーダー | 食に関する指導において家庭や地域との連携の調整等を行い、食育推進の中核を担う者 | 17 |
| | 小中一貫教育 | 中学校区内の小・中学校が共通した目標を設定し、その具現化に向けて、小・中学校の義務教育9年間を見通した指導計画を作成し、実施していく教育 | 16、18、43 |
| | 人生100年時代 | 多くの人が100年以上生きることが当たり前となる時代のこと | 28、30 |
| | 巡回相談 | 臨床心理士の資格を持つ巡回相談員が、小・中学校を始め、幼稚園や保育園等を要請に基づき | 22 |

| | | |
|----------------|--|-------|
| | 巡回し、行動観察や聞き取りを行い、教員や保育士等に、支援が必要な幼児、児童・生徒に対する指導方法や関わり方などについて指導・助言を行うこと | |
| 就学支援シート | 未就学の子どもが小学校へ入学するに当たり、保護者の希望により、幼稚園や保育園での生活の様子や配慮の内容及び、保護者が心配することなどを小学校へ引き継ぐために作成するもの | 22 |
| 人権教育 | 人権尊重の精神のかん養を目的とする教育 | 16、18 |
| 情報バリアフリー | 障がい者や高齢者を含む誰もが情報を利活用できることようにすること | 29 |
| 情報モラル | 情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方のこと | 18、25 |
| スクールガードリーダー | 学校、通学路の巡回パトロール及び危険か所の確認等を行う警察官OB等で防犯に関する知識を有する者 | 34、37 |
| スクールサポートスタッフ | 教員に代わって資料作成や授業準備等を行うことで、教員をサポートする者 | 23 |
| 総合型地域スポーツクラブ | 人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できるという特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ | 28、31 |
| Society5.0 | 狩猟、農耕、工業、情報社会に次ぐ新たな5番目の社会で、仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会課題の解決を両立する社会 | 9 |
| た デジタルアーカイブ | 従来、紙やフィルムなどで保存してきた情報や資料等を電子データ化して保存すること | 29、32 |
| 通級指導学級 | 通常の学級に在籍し、一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対して、障がいに応じた特別の指導を行う学級。 | 24 |
| 伝統・文化理解教育 | 日本の伝統・文化に関する取組により、子どもたちの理解を深めるとともに、日本人としての誇りを持ち、日本の良さを発信する能力や態度を育成する教育 | 16、18 |

| | | | |
|---|----------|---|---------------------------|
| | 特別支援教育 | 障がいのある児童・生徒等の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育 | 10、13、 22、24、 25、43 |
| | 特別支援学級 | 知的障がいや自閉症・情緒障がい等の障がいのある児童・生徒に対して、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置された学級 | 24 |
| | 特別支援教室 | 通常の学級に在籍し、知的障がいがなく発達障がい等があり、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対して、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために設置された教室 | 24 |
| は | 放課後子ども教室 | 地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、子どもたちの活動拠点を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援する事業 | 34、36、38 |
| | 副校長補佐 | 副校長の業務量を軽減するために配置する者 | 23 |
| れ | レファレンス | 図書館利用者が求める資料や情報を探すこと | 30 |

あきる野市教育基本計画（第3次計画）

令和4年3月 策定

編集・発行 あきる野市教育委員会

〒197-0814

東京都あきる野市二宮 350

電話 042-558-1111（代）